

年金に関するお知らせ

平成 22 年 1 0 月 1 日

在豪州日本国大使館

日本の年金制度

国民年金，厚生年金保険等の業務が「社会保険庁」から「日本年金機構」に引き継がれ照会先が次のとおりとなりました。

1 . 組織等

日本年金機構

〒 1 6 8 - 8 5 0 5 東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4

電話 (代表) : 0 3 - 5 3 4 4 - 1 1 0 0

2 . 加入または受給手続きに関するご相談，お問い合わせ先

(1) 日本年金機構ホームページ・アドレス

<http://www.nenkin.go.jp>

(2) 「年金 Q & A」コーナーのホームページ・アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/question/index.html>

(3) 「全国の窓口」コーナーのホームページ・アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/office/index.html>

(4) 「ねんきんダイヤル」

(受付は月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時 1 5 分 (日本時間))

国内から : 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5 (ナビダイヤル)

国外から : 8 1 - 3 - 6 7 0 0 - 1 1 6 5

3 . 年金記録問題 (「ねんきん特別便」 等)

日本年金機構ホームページ「年金加入記録に関する情報」コーナー

<http://www.nenkin.go.jp/pension/info.html>

4 . 社会保障協定のホームページ・アドレス

(1) 日本年金機構ホームページ「社会保障協定」コーナー

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

(2) 日本年金機構事業企画部国際事業グループ

電話番号 (代表) : 0 3 - 5 3 4 4 - 1 1 0 0

5. 海外居住者の国民年金任意加入のお問い合わせ先等

海外に在住する日本国籍の方のお申し込み窓口は、次のとおりです。なお、日本国民年金協会における事務は平成19年6月をもって終了しています。

- (1) これから海外に転居される方は、お住まいの市区役所・町村役場です。
- (2) 現在、海外に居住している方は、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所です。
- (3) ご本人が日本国内に住所を有したことがない方は、千代田年金事務所です。

日豪社会保障協定

2009年1月1日から、「日豪社会保障協定」により、日本とオーストラリアの年金制度の二重加入が解消され、加入期間が通算されます。

詳細については、下記ウェブサイトをご参照ください。

(豪州センターリンクのウェブサイト：日豪社会保障協定に関する英語及び日本語の説明資料)

<http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/ea.3b9a1335df87bcca2569890008040e/53a1b506c672f10cca2575240008bdbb!OpenDocument>

(日本年金機構のウェブサイト：社会保障協定)

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

(豪州のセンターリンクのウェブサイト：豪州の老齢年金請求の説明書)

http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/forms/aus140_jp.htm